

法務省矯医訓第4号

矯正管区長
少年鑑別所長

在所者の保健衛生及び医療に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上川陽子
(公印省略)

在所者の保健衛生及び医療に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保健衛生上の措置（第3条―第8条）

第3章 医療上の措置

第1節 少年鑑別所において行う診療等（第9条―第11条）

第2節 指名医による診療（第12条―第14条）

第4章 補則（第15条―第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、在所者の保健衛生及び医療を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、少年鑑別所法（平成26年法律第59号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 保健衛生上の措置

（衛生保持等の措置）

第3条 少年鑑別所の長は、在所者が居室その他日常使用する場所を清潔に保つよう注意を払うとともに、在所者の健全な心身の成長を図り、及び少年鑑別所内の衛生を保持するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 在所者が使用する衣類又は寝具の洗濯及び乾燥
- (2) 在所者に貸与する食器その他の物品の洗浄又は消毒
- (3) 居室その他の在所者が使用する場所の清掃又は消毒

(清拭等の措置)

第4条 少年鑑別所の長は、傷病その他やむを得ない事由があるため在所者に入浴を行わせることができない場合において、在所者の健全な心身の成長を図り、及び少年鑑別所内の衛生を保持するため必要があると認めるときは、在所者の清拭その他の措置を講ずるものとする。

(入浴の回数等)

第5条 在所者の入浴の回数及び時間は、気候、観護処遇の内容その他の事情を考慮して、少年鑑別所の長が定める。

第6条 少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号。以下「規則」という。）第19条第4項に規定する法務大臣が定める在所者の髪型の基準は、その少年鑑別所において調髪を行わせることが可能な髪型のうち、その者が希望する髪型とする。

(在所者の調髪及びひげそりの方法の基準)

第7条 在所者の調髪は、少年鑑別所の長が所定の手続により依頼する理容業者に行わせる。ただし、やむを得ない事由があるときは、少年鑑別所の長は、必要な理髪用具を在所者に貸与して調髪を行わせることができる。

2 在所者の調髪場所は、少年鑑別所の長が指定する。

3 在所者のひげそり及び顔そりは、居室、浴場その他適当な場所において、かみそり（電池式のものを含む。）を用いて行わせる。

(健康診断の事項)

第8条 少年鑑別所の長は、在所者に対し、その少年鑑別所への入所後速やかに行う健康診断について、医師が、在所者の年齢、健康状態、入所前に受けた健康診断又は診療の結果その他の事情を考慮して必要がないと認めるときは、規則第20条第1項ただし書の規定により健康診断を省略することができる。

第3章 医療上の措置

第1節 少年鑑別所において行う診療等

(医師等への報告等)

第9条 少年鑑別所の長は、在所者が負傷し、又は疾病にかかっている旨の申出をした場合には、医師等がその申出の状況を直ちに把握できる場合を除き、職員にその状況を把握させ、医師等へ報告させるものとする。

2 前項の報告がなされたときは、医師等において診察の要否を判断するものとする。

(手術等の手続)

第10条 少年鑑別所の長は、在所者に対し、次の各号に掲げるいずれかの措

置を執る場合には、あらかじめ、その在所者及びその親権を行う者に対し、少年鑑別所の職員である医師等又は少年鑑別所の長が委嘱する医師等から当該措置の内容を十分に説明させた上で、在所者からは承諾書、その親権を行う者からは同意書の提出を求めるものとする。

- (1) 生命又は身体に重大な危険を伴う手術
- (2) 血液透析その他これに類する処置
- (3) 肝生検、血管造影剤の注入その他これに類する医療上の検査

2 前項の規定にかかわらず、在所者について、その意識がないこと、自己の行為の是非を判別する能力が著しく低いこと、その他やむを得ない事由があるときは、同項の承諾書の提出を求めることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、在所者の親権を行う者の所在が不明であること、在所者の心身に著しい障害が生ずるおそれがあるため緊急に手術その他の医療上の措置を執る必要があること、その他やむを得ない事由があるときは、同項の同意書の提出を求めることを要しない。

4 第2項の場合において、18歳以上の在所者については、その親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、医師等から措置の内容を十分に説明させた上で、第1項の同意書の提出を求めるものとする。ただし、その親族の所在が不明であること、在所者の心身に著しい障害が生じるおそれがあるため緊急に手術その他の医療上の措置を執る必要があること、その他やむを得ない事由があるときは、同項の同意書の提出を求めることを要しない。

（少年鑑別所の外の病院等への入院）

第11条 少年鑑別所の長は、法第36条第2項又は第40条第2項の規定により在所者を少年鑑別所の外の病院、診療所又は助産所に入院させる場合には、次の各号に掲げる事項についてその病院、診療所又は助産所と協議し、その結果について書面を取り交わすものとする。

- (1) 入院中の在所者の身柄の確保に関する事項
- (2) 在所者の個人情報の保護に関する事項
- (3) 診療及び看護に関する事項
- (4) 診療録の写しその他入院中の診療に関する資料の提供に関する事項
- (5) 診療費用に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 入院させる在所者が被観護在所者（勾留に代わる観護の措置が執られている者を除く。）であるときは、入院させた後速やかに、事件が係属している家庭裁判所に通知するものとする。

第2節 指名医による診療

(指名医による診療の申請)

第12条 少年鑑別所の長は、負傷し、又は疾病にかかっている在所者又はその親権を行う者等が、法第37条第1項の規定により、医師等（少年鑑別所の職員である医師等及び少年鑑別所の長が委嘱する医師等を除く。）を指名して、診療を受けることを申請する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出させるものとする。

- (1) 指名医による診療を受けることを希望する傷病名
- (2) 医師等の氏名及び勤務医療機関名又は連絡先
- (3) 少年鑑別所への入所前において、当該医師等による当該傷病の診療を受けた経緯の概要
- (4) 指名医による診療を受けることを希望する理由
- (5) 指名した医師等に依頼する診療内容

(指名医による診療の要件)

第13条 少年鑑別所の長は、前条の申請がなされた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、指名医による診療を許すものとする。ただし、第4号に該当しない場合であっても、医療上特に有益であると認めるときは、指名医による診療を許すことができる。

- (1) 在所者が、在所者又はその親権を行う者等が前条に基づき提出した書面に記載されている傷病を有していること。
- (2) 在所者又はその親権を行う者等がその診療を受けることを申請する医師等を特定していること。
- (3) 在所者又はその親権を行う者等が申請する診療が少年鑑別所内で実施可能であること。
- (4) 少年鑑別所における診療として対応することが困難な負傷又は疾病であること。
- (5) 少年鑑別所の管理運営上支障がないこと。
- (6) 第2号の医師等が診療を承諾していること。

2 少年鑑別所の長は、前項各号に掲げる事項の有無を確認するため必要がある場合には、指名医による診療を申請した在所者又はその親権を行う者等から事情を聴取し、若しくは疎明資料を提出させ、又はその者が指名した医師等に照会し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(告知)

第14条 少年鑑別所の長は、指名医による診療の許否を決定した場合又はその診療を中止する場合には、これを在所者に告知するものとする。

- 2 少年鑑別所の長は、指名医による診療を行う前に、指名医に対し、次の各号に掲げる事項を告知するものとする。
 - (1) 法第37条第2項に規定する立会い、質問及び診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出に関する事項
 - (2) 法第37条第3項及び規則第21条に規定する少年鑑別所の長が指示する事項
 - (3) 法第37条第4項に規定する診療の中止に関する事項
 - (4) その他指名医による診療の実施に必要な事項
- 3 前項の規定による告知は、必要に応じ、書面で行うものとする。
- 4 少年鑑別所の長は、指名医に対し、第2項各号に掲げる事項のほか、適宜、診療の日時その他の指名医による診療の実施に関し必要な事項を告知するものとする。

第4章 補則

(重態の通知等)

第15条 少年鑑別所の長は、法第38条第1項に規定する場合において、在所者が外国人であるときはその在所者が有する国籍の領事事務を行う大使館、総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所に、在所者が被観護在所者（勾留に代わる観護の措置が執られている者を除く。）であるときは事件が係属している家庭裁判所に、在所者が未決在所者又は勾留に代わる観護の措置が執られている者であるときは検察官に、それぞれその旨を通報するものとする。

(看護)

第16条 規則第22条第1項の規定により少年鑑別所の長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 正当な理由なく、看護をする場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。
 - (2) 看護に用いる物品について、少年鑑別所の長が指定するもの以外のものを使用してはならないこと。
 - (3) 在所者と金品の授受をしてはならないこと。
 - (4) 在所者と看護のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、少年鑑別所の規律及び秩序を維持するため必要な事項及び管理運営上必要な事項として少年鑑別所の長が定めるもの
- 2 規則第22条第1項の規定による告知及び通知は、必要に応じ、書面で行うものとする。

(養護のための措置等の対象者の基準)

第17条 法第40条の規定による養護のための措置を講ずる在所者は、次のとおりとする。

- (1) 受胎後5月以上を経過し、又は出産後2月を経過しない妊産婦
- (2) 単独では日常生活に支障がある程度の身体虚弱者
- (3) その他傷病者に準じた措置を講ずる必要があると認められる者

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

附 則〔令和4年法務省矯総訓第2号大臣訓令〕

この訓令は、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。